

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員名簿

(平成15年6月4日現在)

選出区分	職 名 等	氏 名	備 考	
規 約 第 8 条 第 1 項	第1号委員 (市村長)	石狩市長(会長)	田 岡 克 介	
		厚田村長(副会長)	牧 野 健 一	
		浜益村長(副会長)	木 村 康 美	
	第2号委員 (議会議長)	石狩市議会議長	神 崎 征 治	
		厚田村議会議長	福 沢 和 夫	
		浜益村議会議長	工 藤 榮 一	
	第3号委員 又は 第4号委員 (議会選出)	石狩市議会議員	加 納 洋 明	
		石狩市議会議員	高 田 静 夫	
		石狩市議会議員	中 野 文 能	
		石狩市議会議員	堀 弘 子	
		石狩市議会議員	熊 倉 正 博	
		石狩市議会議員	長 原 徳 治	
		石狩市議会議員	池 端 英 昭	
		厚田村議会議員	河 合 英 治	
		厚田村議会議員	河 合 雅 雄	
		厚田村議会議員	田 村 嘉 瑞	
		厚田村議会議員	阿 部 政 二	
		厚田村議会議員	成 田 一 夫	
		浜益村議会議員	佐々木 友 治	
		浜益村議会議員	神 田 一 昭	
浜益村議会議員	岸 本 正 吉			
浜益村議会議員	羽 立 福 光			
浜益村議会議員	越 智 正 男			
第5号委員 又は 第6号委員 (学識経験者)	石狩市	石狩商工会議所会頭	酒 井 敏 一	
		石狩市文化協会事務局員	山 根 利 子	
		石狩市PTA連合会副会長	村 重 節 子	
		石狩市連合町内会連絡協議会会長	佐 藤 豊 治	
		石狩市社会福祉協議会会長	小 林 義 行	
		一般公募	浅 井 秀 樹	
		一般公募	飯 尾 亜紀仁	
		一般公募	小 池 弓 夫	
		一般公募	坪 田 清 美	
		一般公募	藤 原 市 子	
	厚田村	厚田村農業委員会委員	伊 藤 一 治	
		厚田漁業協同組合代表理事組合長	相 原 一 男	
		厚田村商工会会長	沢 田 富 男	
		一般公募	鈴 木 日 出 男	
		一般公募	桐 山 和 郎	
	浜益村	北石狩農業協同組合理事	後 藤 崇	
		浜益漁業協同組合代表理事組合長	中 村 東 伍	
		浜益村商工会会長	大 山 弘 行	
		浜益村自治会連合会会長	石 橋 千 春	
		浜益村自治婦人会連絡協議会会長	岸 本 ア イ	
第8条第2項 (共通委員)	北海学園大学法学部政治学科教授	佐 藤 克 廣		
	北海道石狩支庁地域政策部長	田 中 宣 律		
監査委員	厚田村代表監査委員	土 門 隆 一		
	浜益村代表監査委員	北 嶋 富 作		

合併市町村における合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置について

合併の方式	合併年月日	新市の名称	新市の事務所の位置	合併関係市町村名、人口(単位:人)							備考	
新設合併	平成11年4月1日	篠山市	旧篠山町役場	篠山町 <22,229>	西紀町 <4,125>	丹南町 <14,503>	今田町 <3,895>			4町 <44,752>	市制施行	
	平成13年1月21日	西東京市	旧田無市役所	田無市 (78,165)	保谷市 (102,720)					2市 (180,885)		
	平成13年5月1日	さいたま市	旧浦和市役所	浦和市 (484,845)	大宮市 (456,271)	与野市 (82,937)				3市 (1,024,053)		
	平成14年4月1日	さぬき市	旧志度町役場	津田町 (8,370)	大川町 (6,977)	志度町 (22,939)	寒川町 (6,041)	長尾町 (13,445)			5町 (57,772)	市制施行
				久米島町	旧仲里村役場	仲里村 (5,122)	具志川村 (4,237)					2村 (9,359)
	平成15年3月1日	南部町	旧富沢町役場	南部町 (6,711)	富沢町 (4,152)					2町 (10,863)		
	平成15年4月1日	加美町	旧中新田町役場	中新田町 (13,929)	小野田町 (8,092)	宮崎町 (6,309)					3町 (28,330)	
				神流町	旧万場町役場	万場町 (2,269)	中里村 (941)					2町村 (3,210)
		南アルプス市	旧櫛形町役場	八田村 (7,016)	白根町 (19,247)	芦安村 (613)	若草町 (11,105)	櫛形町 (18,920)	甲西町 (13,215)		6町村 (70,116)	市制施行
		山県市	旧高富町役場	高富町 (18,795)	伊自良村 (3,287)	美山村 (8,869)					3町村 (30,951)	市制施行
		静岡市	旧静岡市役所	静岡市 (469,695)	清水市 (236,818)						2市 (706,513)	
		大崎上島町	旧東野町役場	大崎町 (4,351)	東野町 (3,036)	木江町 (2,744)					3町 (10,131)	
		東かがわ市	旧白鳥町役場	引田町 (8,635)	白鳥町 (12,965)	大内町 (16,160)					3町 (37,760)	市制施行
		宗像市	旧宗像市役所	宗像市 (81,588)	玄海町 (9,559)						2市町 (91,147)	
		あさぎり町	旧免田町役場	上村 (5,404)	免田町 (5,991)	岡原村 (2,935)	須恵村 (1,471)	深田村 (1,950)			5町村 (17,751)	
平成15年4月21日	周南市	旧徳山市役所	徳山市 (104,672)	新南陽市 (32,153)	熊毛町 (16,038)	鹿野町 (4,520)				4市町 (157,383)		
平成15年5月1日	瑞穂市	旧穂積町役場	穂積町 (35,076)	巢南町 (11,495)						2町 (46,571)	市制施行	
編入合併	平成13年1月1日	新潟市	新潟市役所	新潟市 (501,431)	黒埼町 (25,893)					2市町 (527,324)		
	平成13年4月1日	潮来市	旧潮来町役場	潮来町 (25,841)	牛堀町 (6,103)					2町 (31,944)	市制施行	
	平成13年11月15日	大船渡市	大船渡市役所	大船渡市 (36,570)	三陸町 (8,590)					2市町 (45,160)		
	平成14年11月1日	つくば市	つくば市役所	つくば市 (165,978)	荳崎町 (25,836)					2市町 (191,814)		
	平成15年2月3日	福山市	福山市役所	福山市 (378,789)	内海町 (3,431)	新市町 (21,695)				3市町 (403,915)		
	平成15年3月1日	廿日市市	廿日市市役所	廿日市市 (73,587)	佐伯町 (12,621)	吉和村 (853)				3市町村 (87,061)		
	平成15年4月1日	呉市	呉市役所	呉市 (203,159)	下蒲刈町 (2,223)						2市町 (205,382)	
新居浜市		新居浜市役所	新居浜市 (125,537)	別子山村 (277)						2市村 (125,814)		

注1 平成11年4月1日以降に合併した市町村について掲載した。

注2 「新市の事務所の位置」は、合併協定書の記載事項を基本に、(旧)市町村役場名により整理した。

注3 「合併関係市町村名」の下段の数値は人口で、< >は平成7年国勢調査、()は平成12年国勢調査による。

【市町村の議会の議員の定数・在任等の特例について】

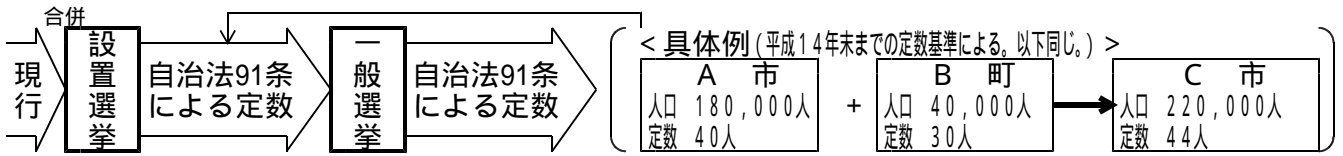
区 分		原 則		特 例 措 置	
		内 容	関係法令	内 容	関係法令
新 設	定 数	・ 合併関係市町村の議会の議員は全て失職するため、合併市町村の人口に基づいて新定数が算定される。 (設置選挙を実施しなければならない。)	自治法 第91条 公選法 第33条 第3項、	《定数特例》 ・ 設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、自治法定数の2倍まで定数を増加できる。	合併特例法 第6条 第1項
	合 併	在 任	・ 合併関係市町村の議会の議員は全て失職する。 公選法 第117条	《在任特例》 ・ 合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任できる。	合併特例法 第7条 第1項
編 入	定 数	・ 合併市町村の定数は、編入する合併関係市町村の自治法定数を上回ることとなる場合のみ、上回る数だけ増加する。 自治法 第91条 公選法 第111条 第3項、 第113条	自治法 第91条 公選法 第111条 第3項、 第113条	《定数特例》 ・ 合併後の増員選挙において、編入合併特例定数を採ることができる。 ・ さらに、増員選挙に続く最初の一般選挙においても、この特例定数を採ることができる。 (増員定数は編入された区域に配分される。)	合併特例法 第6条 第2項～ 第7項
	合 併	在 任	・ 編入する合併関係市町村の議会の議員は在任する。 ・ 編入される合併関係市町村の議会の議員は全て失職する。 《在任特例》 ・ 編入される合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する合併関係市町村の議会の議員の残任期間だけ在任できる。 ・ さらに、合併後最初の一般選挙においても編入合併特例定数を採ることができる。 (増加定数は編入された区域に配分される。)	合併特例法 第7条 第1項、 第3項	

- (注1) 新設合併における合併関係市町村及び、編入合併において編入される合併関係市町村とは、ともに合併により消滅する合併関係市町村をいいます。
- (注2) 定数特例、在任特例を適用する場合は、合併関係市町村は議会の議決を経た協議によりこれを定め、その内容を告示しなければなりません。
- (注3) 定数特例を適用した場合は、欠員が生じて補欠選挙事由に該当すれば補欠選挙を行い、任期中にすべてなくなったときは自治法第91条第1項の定数に復帰します。
- (注4) 在任特例を適用した場合は、欠員が生じて補欠選挙は行わず、定数は自治法第91条の定数(減数条例があればその定数)まで減少します。ただし、この定数からさらに欠員が生じた場合には、補欠選挙事由に該当すれば補欠選挙を行います。

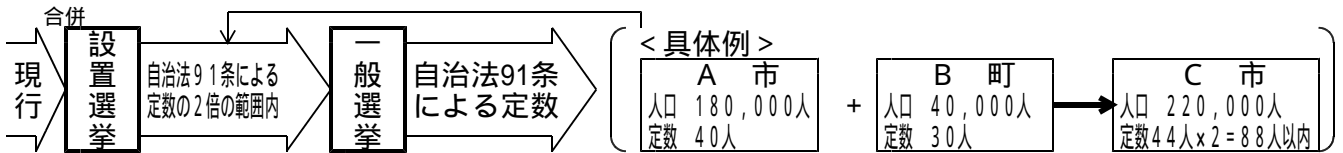
<参考> 議員の定数・在任特例適用パターン

・新設合併の場合

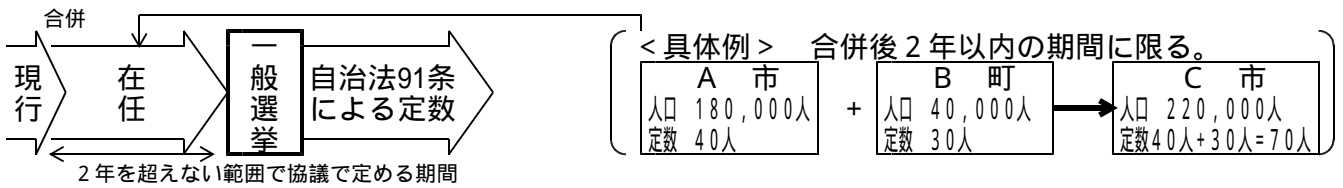
原則（特例措置の適用なし）



定数特例

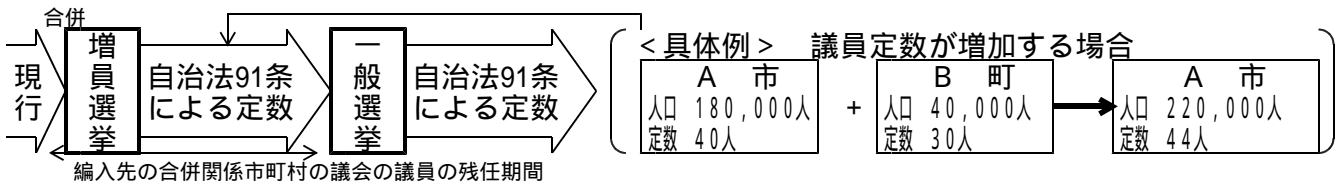


在任特例

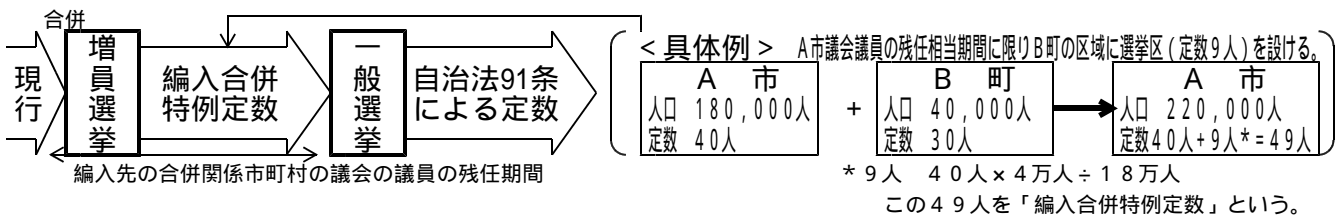


・編入合併の場合

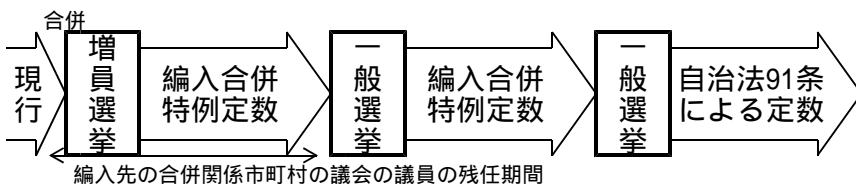
原則（特例措置の適用なし）



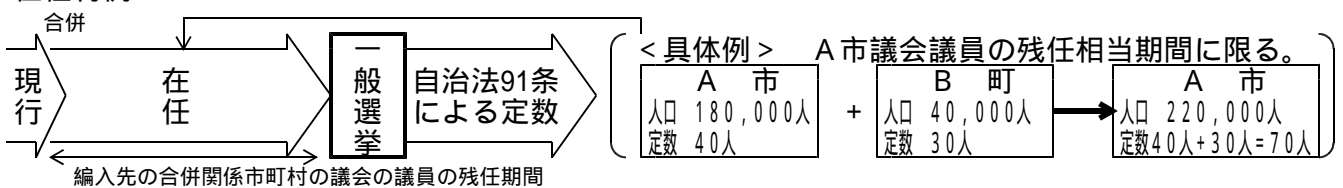
定数特例



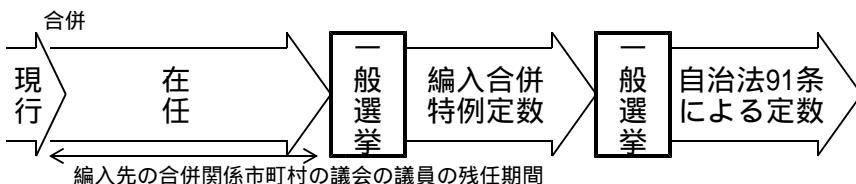
定数特例 + 定数特例



在任特例



在任特例 + 定数特例



【農業委員会の委員の取扱いについて】

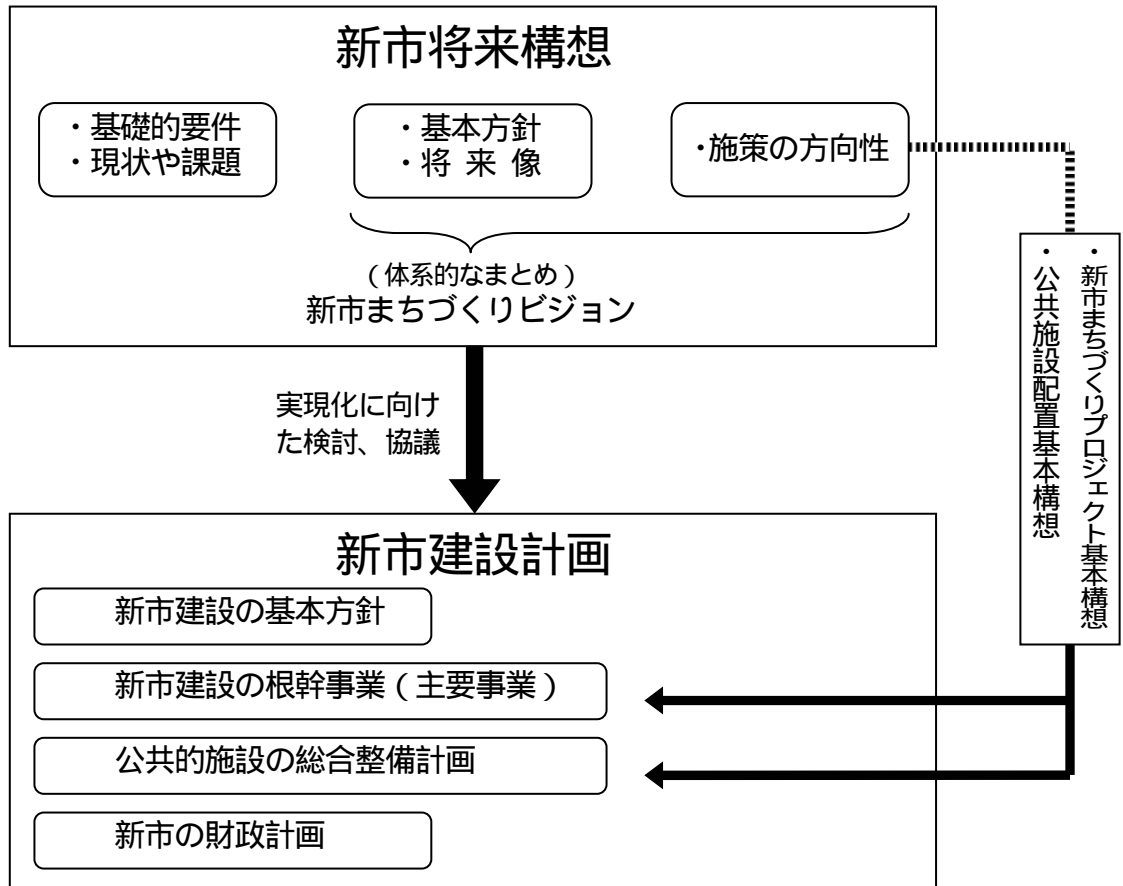
区 分		原 則	特 例 措 置（選挙による委員）		
			内 容	根拠法令	
1 合併市町村に 1つの農業委員 会を置く場合	新設 合併	在 任	合併市町村の委員は すべて失職する。(新 たな委員を選出す る。)	合併関係市町村の委員のうち、協 議で80を超えず10を下らない 範囲で定めた数だけ在任できる。	合併特例法 第8条 第1項、 第2項
		任 期		合併後1年を超えない範囲で協議 で定める期間	
	編入 合併	在 任	編入される合併関係 市町村の委員は、す べて失職する。	編入される合併関係市町村の委員 のうち、協議で40を超えない範 囲で定めた数だけ在任できる。	合併特例法 第8条 第1項、 第2項
		任 期		編入する合併関係市町村の委員の 残任期間	
2 合併市町村に 従前の区域を区 域としない2以 上の農業委員会 を置く場合	新設・ 編入 合併	在 任		合併関係市町村の委員のうち、協 議で80を超えず10を下らない 範囲で定めた数だけ在任できる。	合併特例法 第8条 第3項
		任 期		合併後1年を超えない範囲で協議 で定める期間	
3 合併市町村に 従前の区域を区 域とする2以 上の農業委員会 を置く場合	新設・ 編入 合併	在 任		従来委員がそのまま在任する。 (従来委員会がそのまま合併市 町村の委員会として存続する。)	農委法 第34条
		任 期		従来任期	

(注) 新設合併における合併関係市町村及び編入合併において編入される合併関係市町村とは、ともに合併により消滅する合併関係市町村をいいます。

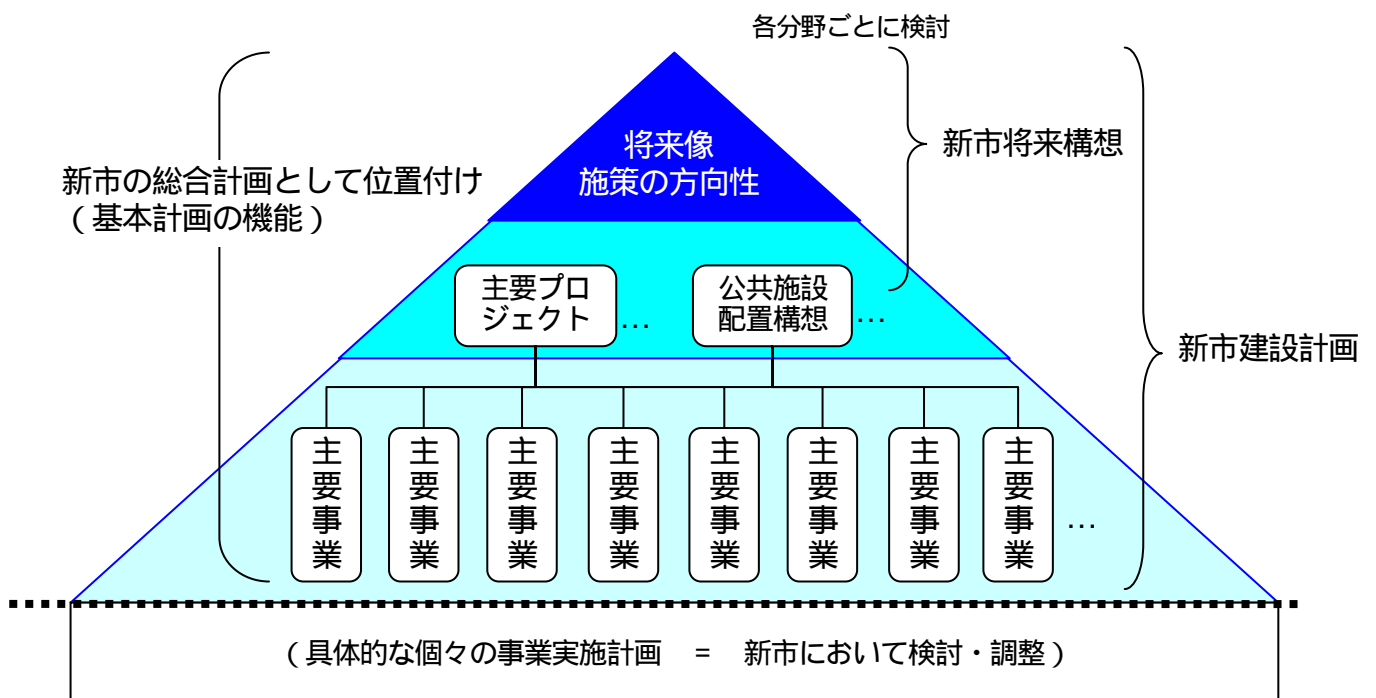
新市将来構想及び新市建設計画の策定概要

1 策定イメージ

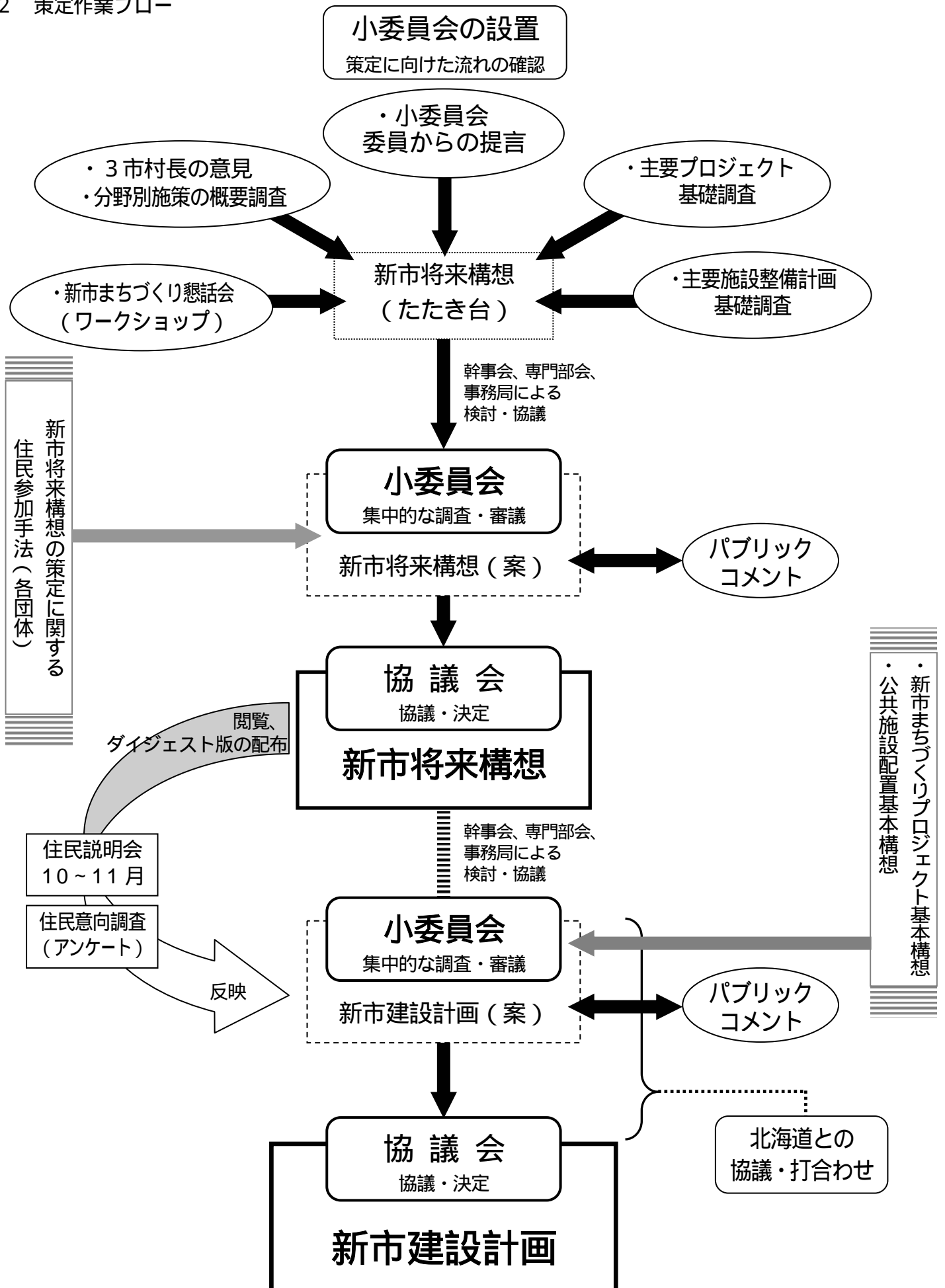
(1) 「新市将来構想」及び「新市建設計画」の基本的なイメージ



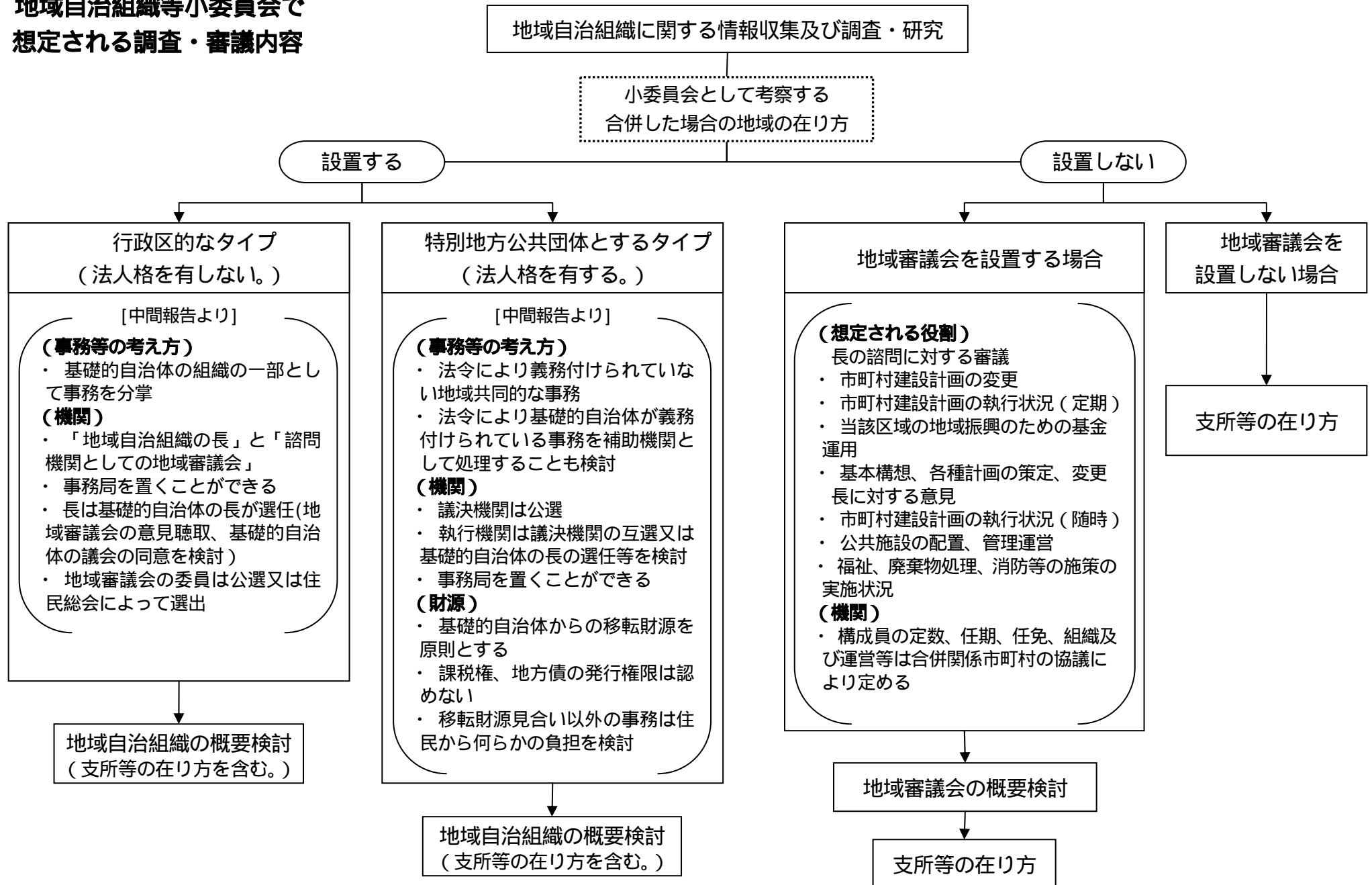
(2) 将来像、施策の方向性の体系的なまとめ



2 策定作業フロー



地域自治組織等小委員会で
想定される調査・審議内容



及び の地域自治組織については、法律で定める事項は最小限にとどめ、地域の自主性を尊重し活用しやすい制度となる模様。(中間報告)